

令和4年11月30日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表の一部訂正について

これまで法務省ホームページに掲載しておりました、本年度公表の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について」について、一部内容に誤りがあったことから、以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。

なお、現在は、訂正後の資料を掲載しております。

< 正誤内容 >

【訂正前】	1. 女性に対する職業生活に関する機会の提供 (3) 管理職に占める女性職員の割合（府令第6条第1項第1号二）																	
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和2年度</th><th>令和元年度</th><th>平成30年度</th><th>平成29年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>常勤職員※1 (検事を除く)</td><td>9.3%</td><td>9.2%</td><td>8.2%</td><td>8.2%</td><td>7.6%</td></tr><tr><td>検事※2</td><td>26.0%</td><td>25.4%</td><td>25.0%</td><td>24.6%</td><td>23.5%</td></tr></tbody></table>		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	常勤職員※1 (検事を除く)	9.3%	9.2%	8.2%	8.2%	7.6%	検事※2	26.0%	25.4%	25.0%	24.6%
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度													
常勤職員※1 (検事を除く)	9.3%	9.2%	8.2%	8.2%	7.6%													
検事※2	26.0%	25.4%	25.0%	24.6%	23.5%													
	※ 小数点第2位四捨五入。 ※ 1 常勤職員のうち、本省課室長相当職以上の職員に占める、女性職員の割合。 ※ 1 平成29年度は7月末日現在、平成30年度、令和元年度、令和2年度及び令和3年度は7月1日現在。 ※ 2 検事全体に占める女性職員の割合。 ※ 2 各年度3月31日現在。																	

【訂正後】	1. 女性に対する職業生活に関する機会の提供 (3) 管理職に占める女性職員の割合（府令第6条第1項第1号二）																	
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和2年度</th><th>令和元年度</th><th>平成30年度</th><th>平成29年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>常勤職員※1 (検事を除く)</td><td>9.3%</td><td>9.2%</td><td>8.2%</td><td>8.2%</td><td>7.6%</td></tr><tr><td>検事※2</td><td>-</td><td>26.0%</td><td>25.4%</td><td>25.0%</td><td>24.6%</td></tr></tbody></table>		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	常勤職員※1 (検事を除く)	9.3%	9.2%	8.2%	8.2%	7.6%	検事※2	-	26.0%	25.4%	25.0%
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度													
常勤職員※1 (検事を除く)	9.3%	9.2%	8.2%	8.2%	7.6%													
検事※2	-	26.0%	25.4%	25.0%	24.6%													
	※ 小数点第2位四捨五入。 ※ 1 常勤職員のうち、本省課室長相当職以上の職員に占める、女性職員の割合。 ※ 1 平成29年度は7月末日現在、平成30年度、令和元年度、令和2年度及び令和3年度は7月1日現在。 ※ 2 検事全体に占める女性職員の割合。 ※ 2 各年度3月31日現在。																	